b　連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び㈱ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第３条第６号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況（キャッシュ・フローの状況については、㈷ただし書により四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期キャッシュ・フロー計算書に係る四半期累計期間又は中間キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該事業年度の中間会計期間に係るものに限る。）について、前年同期（前年同四半期累計期間又は前中間会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

c　指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目（収益に関する項目等。ｄ、ｅ及びｆにおいて同じ。）と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。ｄ、ｅ及びｆにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（ｅ及びｆにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（ｄにおいて「米国基準適用会社」という。）が、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下ｄにおいて同じ。）を⑹のａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する有価証券届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。